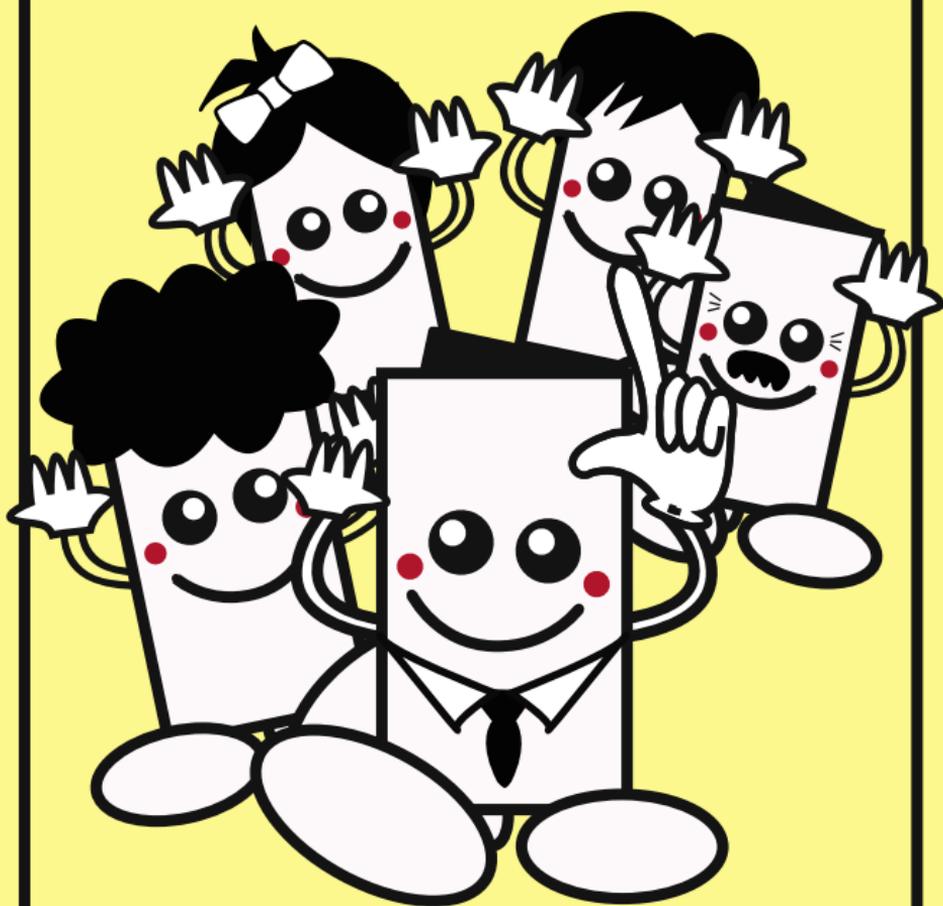


—内部用資料—

# 連合 政治活動・活動家ハンドブック

<政策・制度の実現に向けて>

参議院議員選挙用



連合  
JTUC

日本労働組合総連合会

## はじめに

2009年夏に行われた「第45回衆議院選挙」で、連合結成以来の悲願であった政権交代が実現しました。圧倒的な国民の皆さんの支持を得て、鳩山政権が誕生することができました。政権交代が選挙の争点となったこの総選挙で、50年続いてきた自民党を中心とする政治に終止符が打たれました。私たちはこの結果を受け止め、国民生活の向上のために一層の努力をしていく決意です。

連合が主張する当面の政策・制度実現に向けての重点政策課題は、

- 1、景気・消費回復、雇用・生活防衛のための総合経済対策の効果的な実施
- 2、雇用の安定とセーフティネットの整備・拡充
- 3、安心して暮らせるための社会保障制度の確立

の3点を中心とした政策課題に取り組みます。

これらの実現に向けて、これまでの「STOP! THE 格差社会キャンペーン」にかわる、新たな「希望と安心の社会づくりキャンペーン」の取り組みと参議院選挙の取り組みとの一体的な展開をはかり、政策・制度実現運動への組合員の理解を深めつつ、参議院選挙の勝利に向けた活動を推進していきます。

今回の衆議院選挙の結果をさらに磐石なものとするために、今夏の「第22回参議院選挙」で民主党を中心とする政治勢力を勝利させ、揺るぎない基盤を参議院でも築いていく必要があります。

そのためには厳しい状況化ではありますが、連合推薦候補者全員が勝利することであり、組織の総力を挙げた取り組みを進めていく必要があります。

政治活動を展開するためには組合員やご家族の皆さん

のご理解と協力が不可欠であり、また効果的な選挙運動を実践していくためには政治活動・選挙運動についての正しい理解と公職選挙法や政治資金規正法についての正しいルールに関する基礎知識が必要です。

それぞれの単組・支部・職場の仲間の皆さんが、このハンドブックを活用され、「違反のない・より効果的で・組合員の皆さんが大勢参加できる」政治活動を堂々と実施されることを念願しています。

そのために連合は、「政治活動マニュアル」を配布し研修会や勉強会などで活用していただき、コンプライアンス（法令順守）に徹して、選挙違反を「しない・させない」取り組みをお願いしています。

政治活動は原則、自由に行うことができますが、選挙運動は公職選挙法等で厳しい制限があります。

このため私たちは、①問題意識を持ち、②公職選挙法の基礎知識を理解して③効果的で違反や事故のない運動を展開しなければなりません。

このハンドブックは、連合（労働組合）の政治活動について解説し、それぞれの活動のポイントを例示することで、効果的な活動を展開するために作成したものです。各組織のなかで有効な活用を願っています。

2010年4月

連合政治センター

# 連合推薦候補（予定）者の必勝のために

—— 誰にもできる政治活動・選挙運動 ——

## 【公示前の活動】

- ① 候補（予定）者の後援会に入会し、支持者カードにまず自分が記入しよう！ なぜ、労働組合が政治活動を行うのか？ まず自分でその目的を理解しよう。
- ② 職場で懇談会を開催し、職場の組合員に支持者カード記入を呼びかけよう！ また、その後援会の各種行事や演説会への参加を呼びかけよう。
- ③ 組合で候補（予定）者を推薦したことを機関紙などで広報しよう！（ただし、通常の方法・手段で）
- ④ 推薦ハガキの推薦人の依頼等の準備行為は、やり方によっては合法です。

## 【選挙期間中〈公示日～投票日前日〉】

- ① 電話依頼は自由にできる。両親、親戚・友人・知人に投票をお願いしよう！
- ② 選挙運動用ハガキを活用しよう（自主投函不可）！ 自分の知っている友人や知人に推薦人になってもらようようお願いしよう。
- ③ 街頭、電車・バスの中、お店などでたまたま出会った友人・知人らに投票をお願いしよう！
- ④ 自宅や職場にきた知人に、候補者の名前を挙げて投票をお願いしよう！
- ⑤ 選挙に関係のない会合、町内会・同窓会等で司会者の承諾を受けて挨拶し、投票依頼しよう！
- ⑥ 友人・知人に手紙を出そう（添え書き程度で選挙に触れるのは可能です）！
- ⑦ 個人演説会や街頭演説会に友人・知人らを誘って参加しよう！
- ⑧ 職場や地域で座談会を開こう！
- ⑨ 候補者の政見放送を家族で見よう！ 友人・知人に放送時間を知らせよう！
- ⑩ ポスター（確認団体あるいは比例代表選挙用）を自宅の扉等に掲示し、積極的に支持の輪を広げよう！

## 【選挙運動終了後〈投票日以後〉】

- ① 選挙活動を手伝ってくれた人へ選挙の結果を報告しよう！（お礼行為は禁止）
- ② 議員の後援会活動のお手伝いをしよう！
- ③ 報告集会への参加を呼びかけよう！

# 連合 政治活動・活動家ハンドブック

【参議院議員選挙用】

## I 理念編

- ① 労働組合と政治活動 ..... 6
- ② 労働組合と政党との関係 ..... 8
- ③ 連合のめざす社会 .....10

## II 参議院選挙の特徴

- ① 参議院選挙の特徴について .....11

## III 法律編

- ① 公職選挙法の基本 .....16
- ② 事前運動の禁止について .....17
- ③ 戸別訪問の禁止について .....19
- ④ 買収・供応の禁止について .....20
- ⑤ その他の選挙違反について .....21
- ⑥ 労働組合の行う活動について .....23
- ⑦ 政治資金規正法のポイント .....25
- ⑧ 連座制、個人情報、在外投票制度 .....30

## IV 実践編

- ① 「支持者カードの配布」活動 【公示前】 ……33
- ③ 「職場での面談」活動 I 【公示前】 ……34
- ④ 「職場での面談」活動 II 【公示後】 ……35
- ⑤ 「職場での幕間演説」活動 【公示後】 ……36
- ⑥ 「電話」活動 I 【公示前】 ……37
- ⑦ 「電話」活動 II 【公示後】 ……38
- ⑧ 「メール・ブログ」活動 I 【公示前】 ……39
- ⑨ 「メール」活動 II 【投票日当日】 ……40
- ⑩ 「推薦ハガキ」(配布)活動 【公示前】 ……41
- ⑪ 「推薦ハガキ」(回収)活動 【公示後】 ……42
- ⑫ 「組合機関紙・広報」活動 【公示前】 ……43
- ⑬ 「組合機関紙・広報」活動 【公示後】 ……44
- ⑰ 「期日前・不在者投票」促進活動 【公示後】 ……45
- ⑲ 「投票日」対策 【投票日当日】 ……48

(資料) 参議院議員選挙の投票方法 .....49

参議院議員選挙における主な選挙運動手段 .....50

## ① 労働組合と政治活動

Q 労働組合が政治活動に取り組む目的は何ですか？

政治活動をすることは、なにか労働組合にとって利益があるのですか？

A 労働組合が政治活動をする理由は、「労働組合の目的」を実現するためです。それでは「労働組合の目的」とは何でしょうか？

1864年に世界で最初に結成されたイギリス労働組合会議（TUC）の中心的な指導者であったシドニー・ウェッブさんは、労働組合の目的を「賃金労働者の労働を維持・改善するためにつくられた恒常的団体である」としています。

労働組合は働く皆さんの『幸せの実現』のために自主的につくられた私たちの組織です。そのため労働組合は、

①企業の中において賃金や休日・休暇、労働時間の短縮等の労働条件の向上のための取り組みをします。

②相互扶助の活動として、全労済や生協、労福協や労金の活動を通じた助け合いの活動を行います。

③さらに、働く者すべての完全雇用と生きがいや働きがいを実現させるために、本当に豊かな生活を求めて、政治、経済、産業、地域、文化、教育等、社会のあらゆる分野での諸改革を実現させるため、政治活動に取り組みます。

特に働く女性をバックアップしあるいは、老後や医療の改善のためには、新たな子育てシステムや介護システム、医療システム等の社会システムの確立が必要です。これら国民の安心・安全のためのシステムづくりを実現することが政治活動なのです。

④また、日本の平和を守るための取り組みや国際平和

に対する働きかけや貢献をしていかななくてはなりません。

⑤さらには、今日の末期的な地球環境の現状を打破するための「循環型・低炭素社会システム」への転換を進めていく必要があります。

私たちは自助努力をサポートする共同社会システムを総合的に構築し、良い国や社会づくりのための努力をするために政治活動を進めていきます。

その政治活動も、議会制度を守り、より高度な民主主義を発展させるために、私たちと考え方やビジョンを共有する政党と相互不介入の原則を守りながら、支持・協力関係を進めていきます。



## ② 労働組合と政党との関係

**Q** 連合は民主党を中心にした政党を支持していますが、日本には自民党をはじめ多くの政党がある中で、なぜ民主党を支持するのか、その理由は何でしょうか？

**A** 連合が民主党を中心とするリベラルな政党を支持し協力するのは、基本的な考え方や将来に対するビジョンを共有しているからです。

平成元（1989）年に結成された時に採択された連合の『綱領』の中で、「我々は、未来に希望を持ち、自由、平等、公正で平和な社会を建設する」とうたっています。

私たちは、まず「個人の自由」「人間の尊厳」を尊重するとともに「社会的な公正・正義」を希求し、そのために「平等・博愛」を基本にした共同社会をめざしていきます。

また、働く者を中心にした国民のための「生涯にわたった総合福祉社会」の建設をビジョンとして掲げ、その実現をはかっていこうとしています。

このように連合と民主党は、基本的な理念や将来を築くビジョンを共有していますので、そのために必要な「政策・制度の改善」をしていくための対等な協力関係を築く努力をしています。

私たちは、一人の市民として、政治改革のための努力をしていますが、激しく変動する社会の中で、何年かに一度の選挙のときの投票だけでなく、日常的に地域や社会に対して今の生活を高める働きかけをしていかなければなりません。

そのために、大きな影響力を持つ組織の一員として、幅広い国民が望む生活改善のための要求をしっかりと受け止め、そのために私たちが掲げる「政策・制度の改革」

を通じてその実現をはたし、日常的な改革運動を進めていく社会的責任もあります。

連合は、日本における最大のナショナルセンターとして、国政レベルだけでなく、地方行政への参加を通じて政治課題の解決に全力を挙げています。

また、雇用の安定と公正労働条件を確保していくこと、非正規の立場で働かざるを得ない立場の方々の雇用問題にも積極的に取り組み、持続可能な経済の発展のために経済、税制、産業政策、資源エネルギー政策に取り組んでいます。社会インフラの整備・促進、「ワーク・ライフ・バランス」の実現や、男女の雇用機会の均等をはかる運動にも取り組みます。女性の社会参加を強く推し進め、仕事と生活の調和を願う人たちのためにも全力を挙げていますが、それらはすべて国会の中で決定されるものですから、政党との協力が不可欠です。

私たちは政党を通じて国会で政治・政策課題の実現のため、政党との共同歩調は特に必要なのです。そのような私たちの政治課題を最も真剣に捉えその解決に全力を挙げてくれる政党が民主党なのです。

連合はこれからも民主・社民・国民新党の連立政権と政策協議を進め、効率的で無駄のない政府の実現に向けて行財政改革を進め、不公平な税制の改革や中央と地方との格差をなくし、行き過ぎた市場原理主義によって生まれた所得の格差を是正し、より公平な社会の実現をめざしていきます。

### ③ 連合のめざす社会

Q 連合が考える 21 世紀の考え方やめざす社会とはどのような社会ですか？

A 連合は、『**連合 21 世紀宣言**』のなかで、これからの社会のあるべき姿として、「労働を中心にした福祉型社会」の建設を目標とし、働くことに最も重要な価値を置き、すべての人に働く機会と公正な労働条件を保障し、安心して自己実現に挑戦できるようなセーフティネットが十分に機能する社会づくりをめざします。

また、2010 年度の重点政策を基に、勤労者・国民生活の視点から、

- ①景気・消費回復、雇用・生活防衛のための総合経済対策の実施
- ②雇用の安定とセーフティネットの整備・拡充
- ③安心して暮らせるための社会保障の確立

の 3 本柱を中心とした政策課題に取り組みます。

連合は、これらの政策課題を実現するために、民主党を中心とする新しい政権と連携を一層深め、「安心と安全の社会」の構築をめざし、政策実現に向けた「政策協議態勢の確立と充実」に全力を尽くします。

連合は、国民の視点に立ち「**運動の力**」「**組織の力**」「**政治の力**」「**国際連帯の力**」を強め、21 世紀に積極的に挑戦していきます。

連合は、働く者の一人ひとりの幸せの道標となり、改革の道をまい進していきます。

## Ⅱ 参議院選挙の特徴

### ① 参議院選挙の特徴について

Q 参議院選挙の特徴と言えば何ですか？

A 参議院選挙は3年ごとに議員定数の半数ずつ改選されるので、衆議院選挙と違って総選挙といわず通常選挙といえます。また、日本国憲法第7条第4項の規定から天皇の国事行為であるので、衆議院選挙と同じように選挙の「公示」と呼ばれます（国政選挙以外は「告示」です）。

参議院議員の任期は6年で、「選挙区選挙」と「比例代表選挙」それぞれに有権者1人で1票を投票します。

「選挙区選挙」は「候補者個人名」を書き、「比例代表選挙」は、個人名でも政党名でもかまいません。ただし公示の際政党が届出する名簿の搭載者には順番が書いてありませんので、当選は、決められた議席配分のなかから、それぞれの政党の名簿搭載者ごとの「得票」で当選が決まります。そのため、「比例代表選挙」も投票用紙に自分が支持する「候補者個人の名前」を書く必要があります。

#### ①「比例代表選挙」と「選挙区選挙」の2つの制度

日本全国を一つの選挙区として行われる「比例代表選挙」と、47都道府県をそれぞれ一つの選挙区単位として行われる「選挙区選挙」の2つの選挙制度で議員を選ぶ制度です。「選挙区選挙」では、その地域から国民の代表を選び、「比例代表選挙」では、職種別・産業別に国民の代表を選ぶ選挙だといわれています。

#### ②選挙区選挙の特徴

選挙区選挙は、47の都道府県それぞれを一つの選挙区として行われる選挙で、議員定数は140人ですが、

半数ずつ3年ごとに改選されるので、今回の改選は73人です。最も定数が多いのは東京都で、定数は10人、今回の改選数は5人です。他の道府県は、定数が2人区から6人区まであります。定数2人の選挙区は、半数の改選ですから今回の選挙での定数は1人になります。複数の定数の選挙区では、複数の候補者を立てて参議院での基盤を確実にしていかなければなりません。

### ③ 比例代表選挙は「非拘束名簿式代表制」

選挙が公示されると各政党は中央選挙管理委員会へ名簿を提出しますが、その名簿には順位がありません。投票は、政党名でも候補者名でもよく、その両方の総得票が政党の得票になる**ドント式**と呼ばれる方式で、各政党の議席数が配分されます。各政党の名簿の中から配分される議席数まで、得票が多い候補者から順次に当選が決っていきます。

### ④ 議員の定数は242人

そのうち比例代表選出議員が96人で、選挙区選出議員が146人です。任期は6年ですが、3年ごとに半数が改選されますので、1回の選挙で選出される議員は、比例代表選挙で48人、選挙区選挙で73人の計121人になります。

### ⑤ 参議院選挙には「わたる規定」という制度があります。

この規定は、選挙区選挙の選挙運動を主として認められている範囲内で、あわせて、比例代表選挙を従として行うことができる制度です。

私たちは、選挙区選挙と比例代表選挙の両方で民主党を中心とした政治勢力の候補者を当選させ、民主党勢力の議席をひとつでも増やして、参議院でも民主党を中心

とする政治勢力を安定したものにしなければなりません。

選挙制度が違いますので、当然選挙運動の進め方も制度にあわせた取り組みをする必要があります。このハンドブックをよく読んで、効果的で、違反のない取り組みをお願いします。

### 《ドント式》

ドント式とは、衆議院及び参議院の比例代表選挙における議席配分方式で、ベルギーの政治学者ドント博士が考案しました。各党の総得票数を整数（1、2、3、……）で割っていき、その値の大きい順に議席を割り当てていく方式です。

（例）7議席を配分した当選順位（数値の後のマル数字）

	A 党	B 党	C 党
各党の得票数	3000 票	1800 票	1440 票
1 で割る	3000 ①	1800 ②	1440 ④
2 で割る	1500 ③	900 ⑥	720
3 で割る	1000 ⑤	600	480
4 で割る	750 ⑦	450	360
5 で割る	600	360	288

### 【参議院比例代表選挙】＝非拘束名簿式

参議院比例代表選挙は、名簿登載者（候補者）「個人名」か「政党名」のいずれかの投票になるため、各党の総得票数は、すべての候補者の個人名と政党名の票を合算した数となります。

各党の獲得した議席数に応じて、候補者個人名の得票数が多い人から当選となります。

（例）A党	（個人票）
当 ○山○夫	50 万票
当 ○島○子	40 万票
当 ○田○人	30 万票
当 ○原○美	20 万票
○石○也	10 万票
⋮	⋮

## ⑥ 参議院比例代表選挙の特徴

- イ、選挙区がない（全国が1つの選挙区）選挙である。
- ロ、選挙区が広く候補者の顔が見えない選挙である。
- ハ、候補者と有権者の結びつきが比較的弱い選挙である。
- ニ、従って、他の選挙以上に頑張れば頑張るほど結果がでる選挙。
- ホ、得票目標が多すぎて、無力感が出てくる選挙。
- ヘ、外国に住んでいても投票できる選挙（在外投票制度）。
- ト、ポスター作戦（移動作戦）や信書作戦などが有効な選挙である。

### 参議院選挙の各種主要関連データ

	選挙区選挙	比例代表選挙
1、通常ハガキの枚数	① 衆議院小選挙区の選挙区が1の場合 35,000枚 ② 選挙区が1つ増すごとに 2,500枚を足す	① 名簿搭載者個人 15万枚 ② 候補者届出政党 使用できない
2、選挙運動用ビラ	2種類以内 ① 衆議院小選挙区の選挙区が1の場合 10万枚 ② 選挙区が1つ増すごとに 15,000枚を足す（その数が30万枚を超える場合は30万枚）	① 名簿搭載者個人 2種類以内、25万枚
3、選挙運動用ポスター	公営掲示場への貼付	街頭等への提示（証紙必要）

## 《前回（2007年）の参議院選挙は》

前回の参議院選挙は、2007年7月29日に行われました。この選挙は、年金記録問題や官僚の相次ぐ不祥事、郵政問題で造反した議員の復党問題等で自民党が歴史的な大敗北を喫し、民主党が大躍進をしました。

自民党が参議院で第一党を譲ったのは、1955年の結党から初めてのことでした。この結果を受けて安倍首相は結局辞任に追い込まれました。

自公政権の一角を担っていた公明党も神奈川、埼玉、愛知の3人区選挙区で現職議員を落とし、また比例代表選挙でも票が伸びず現有議席を9議席へと減らしました。他の野党も議席を伸ばすことが出来ませんでした。投票率は選挙区が58.64%、比例区が58.63%でした。

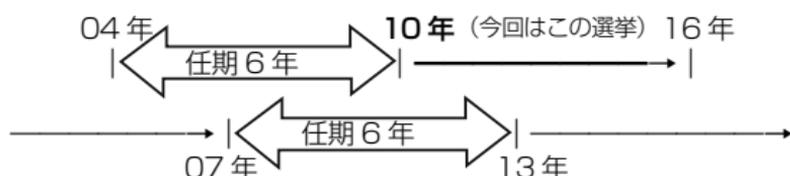
各党の議席数（選挙時）は次の通りです。

	民主	自民	公明	共産	社民	国民	日本	無諸
当選者	60	37	9	3	2	2	1	7
非改選	49	46	11	4	3	2	0	6
新議席	109	83	20	7	5	4	1	13
選挙前	81	110	23	9	6	4	0	7

自公政権は105議席となり過半数（121）を失いました。一方、野党側は137議席になり、参議院の役割である「チェック機能」を名実共に発揮できるようになりました。

### ●第22回参議院選挙に向けて

今夏の参議院選挙は上表の非改選の現有議席が改選になる選挙です。民主党は、このうち49議席が改選されますが、その後の補欠選挙等で議席を増やし、現在115議席になっていますので、55議席を獲得すれば単独で過半数になります。1議席でも大切な選挙になります。



① 公職選挙法の基本

公職選挙法は「禁止法」で、ほとんどの条文では、すべて「～してはいけない」という表現になっています。

例えば、選挙運動期間については、次のように書かれています。「選挙運動は（中略）各選挙につき、公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければすることができない」〈公職選挙法第126条〉。したがって、選挙運動が出来る期間とは、「選挙が公示され、立候補の届出を済ませてから、投票日の前日（の24時）まで」となるわけです。

その中で「禁止あるいは制限されている主な事項」は次の7つです。

- イ、事前運動の禁止
- ロ、戸別訪問の禁止
- ハ、買収供給の禁止
- ニ、文書・図画の制限
- ホ、飲食物提供の禁止
- ヘ、未成年・特定公務員の選挙運動の禁止
- ト、氣勢を上げる行為の禁止

したがって、選挙活動を進める上で、最初に大切なことは、これらの禁止事項を十分に理解して、できることを自信を持って進めることです。これから、これらの主な禁止事項を述べていきますので、学習してください。



選挙違反しない!  
させない! 運動  
展開中

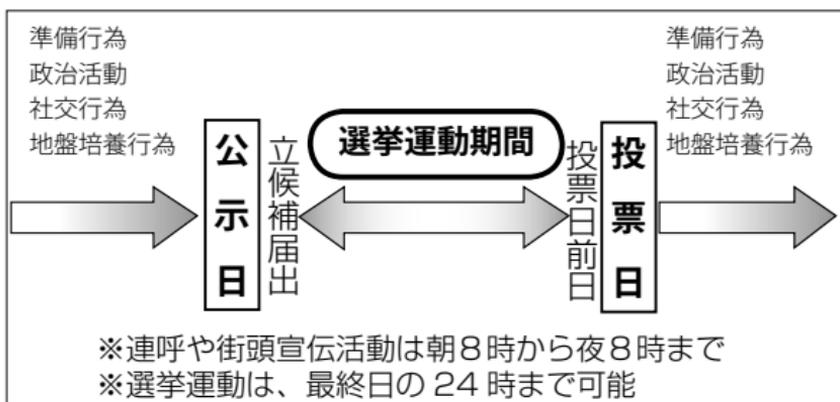
② 事前運動の禁止について (公職選挙法第129条)

① 選挙運動ができる期間

事前運動とは、選挙運動期間以外に選挙運動をすることです。

前に述べましたように、選挙運動は、選挙が公示されて、立候補の届出がすんでから、投票日の前日までしかすることができません。

図で書くと次のようになります (衆参の国政選挙は公示、他は告示)。



<選挙運動ができるのは、選挙運動期間だけです>

例えば、電話で知人に「〇〇さんに投票してください」と言うことができるのはこの期間だけです (選挙運動自体にも制限があり、それは後述します)。

② 事前運動とは、選挙運動期間以外に選挙運動をすることです。

したがって、公(告)示前や投票日以後に、選挙運動をすると事前運動になり、選挙違反になるわけです。

### ③ それでは選挙運動とは、何でしょうか？

選挙運動とは次の「3要素」を言うことです。それは、

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| イ、特定の「議員選挙において」       | ——→選挙の時期や種類の特定 |
| ロ、特定の「議員候補者」を当選させるために | ——→氏名の特定       |
| ハ、選挙人に働きかける行為（投票の依頼）  | ——→行為の特定       |

「例えば、7月の参議院選挙で、〇〇さんに投票してください」という表現が選挙運動になり、それは選挙運動期間中しか言えません。

### ④ 事前運動にならない活動とは？

事前運動にならない表現方法や活動をするためには、イ、選挙運動の3要素を使わないようにする。そのためには、候補者、選挙事務所の開設など公（告）示前には言葉遣いにも注意をする。特に投票依頼につながるような表現は避ける。

ロ、選挙運動にならないように、a準備行為、b政治活動、c社交行為、のような違反でない取り組みに活動内容をシフトする。

ハ、準備行為とは、立候補のための準備行為と選挙運動の準備行為がありますが、おおよそ次のようなことです。

- ・労働組合の機関で特定の政治家を推薦決定する。
- ・瀬踏み行為（個人的な調査や意向打診）を行う。
- ・推薦ハガキの推薦人の依頼をする。
- ・運動員、事務員、労務者、手話通訳者の依頼や学習会を行う。
- ・選挙事務所や選挙運動用器材の作成等を準備する。

二、政治活動とは、政党、労働組合、後援会等が行う政治活動で憲法第21条で保障されていますし、労働組合の政治活動は最高裁判所の判例の中でも合憲であるとされています。ここでいう政治活動は、選挙運動以外の政治的な目的を持った活動のことをいいます（支持者カードの記入活動はこの政治活動です）。

③ 戸別訪問の禁止について (公職選挙法第138条)

①戸別訪問とは、イ・有権者の家を、ロ・訪問して、ハ・投票依頼することです。公示の前も後も全面的に禁止されています。

しかし、選挙の前や期間中に人の家を訪問したらすべて戸別訪問になるといったら、商品の配達や検査のために顧客の家へ訪ねることはできません。そこで、

②違反になるかならないかのポイントは、「行為」ではなく「目的」でもある、ことです。敷居をまたいたら違反、またがなければいい、というのではなく、有権者の家を訪問する目的が大切になるのです。投票依頼をすると、たとえ推薦ハガキを持っていても違反です。

ただし、次のケースは、投票の依頼ではなくても違反になります。それは、

イ、個人演説会の時間・場所を知らせる告知行為の訪問  
ロ、政党の機関紙拡大のため、候補者名を言いながらの訪問

ハ、訪問先が「不特定多数」の選挙人への訪問

ニ、公示直前の「組織的・計画的」な訪問活動、です。

③訪問目的を明確にする。

**イ、公示前の合法的な訪問活動**——「家庭訪問」

後援会入会依頼、推薦ハガキの推薦人の依頼、比例代表選挙でのポスターの掲示予約、選挙区選挙での応援メッセージの予約、運動員や事務員・労務者への就任依頼（ただし、これらは従来、支持者以外に行う場合は選挙運動となるおそれがある）。

**ロ、公示後の合法的な（訪問）活動**——「個々面接」

- ・街を歩いていて偶然に出会った時の投票依頼
- ・別の用事で訪ねた時、偶然選挙の話になった場合
- ・本番ポスターや政連ポスターの掲示依頼を組合員にお願いする
- ・推薦ハガキの推薦人の依頼・回収のための訪問等

## ④ 買収・供応の禁止について

「買収・供応の禁止」とは、金や品物、食事、お酒等を提供して投票の依頼をする、ことが禁止されていることです。その範囲は広く、事後にお金や物を与える約束をすること、勤務時間中に選挙運動をすることやアルバイトの人に選挙運動をさせて報酬を渡すことなども買収・供応の対象になります。

ただし、選挙管理委員会に届け出た車上運動員や事務員、手話通訳者等には報酬を渡すことが認められています。

運動員は一切の報酬が禁止されていますので、勤務時間中に選挙運動をしないことが必要です。勤務時間中に選挙運動を手伝い、日当を受け取るとそれが買収になります。休暇を取得し、ボランティアに徹しましょう。

ただし、実費——交通費、食事代、茶菓子代、宿泊代等——を受け取るのは、金額制限を守れば違法ではありません。



## ⑤ その他の選挙違反について

### ① 文書・図画に関する制限（公職選挙法 142 条）

参議院選挙では、選挙運動期間中の法定内の文書・図画は、選挙はがき、選挙運動用ビラ、選挙運動用候補者ポスターだけです（その他選挙公報や新聞広告等がありますが、実際に作戦として使用できる文書・図画はこれらが中心です）。法定外の文書とは、一枚つづりの印刷物やパソコンのディスプレイまで対象になります。

ポスターは、選挙区選挙では公営掲示場への貼付、比例代表選挙では、中央選管から供託された証紙（7万枚）さえ貼ってあれば、公共施設以外どこでも貼付できます（貼付先の相手の許可が必要）。

### ② 飲食物の提供の禁止

選挙事務所での飲食物の提供は禁止されていますが、例外として、一日 45 食（15 人の 3 食）が認められています。その他に選挙事務所で提供できるのは、湯茶とお茶受けのみです。アンパンやサンドイッチ、カップラーメン類は食事にカウントされます。

### ③ 未成年者の選挙運動の禁止

選挙運動が禁止されている人には、未成年者や特定公務員（裁判官や警察官、選管職員等）、それに公民権を停止されている人等があります。

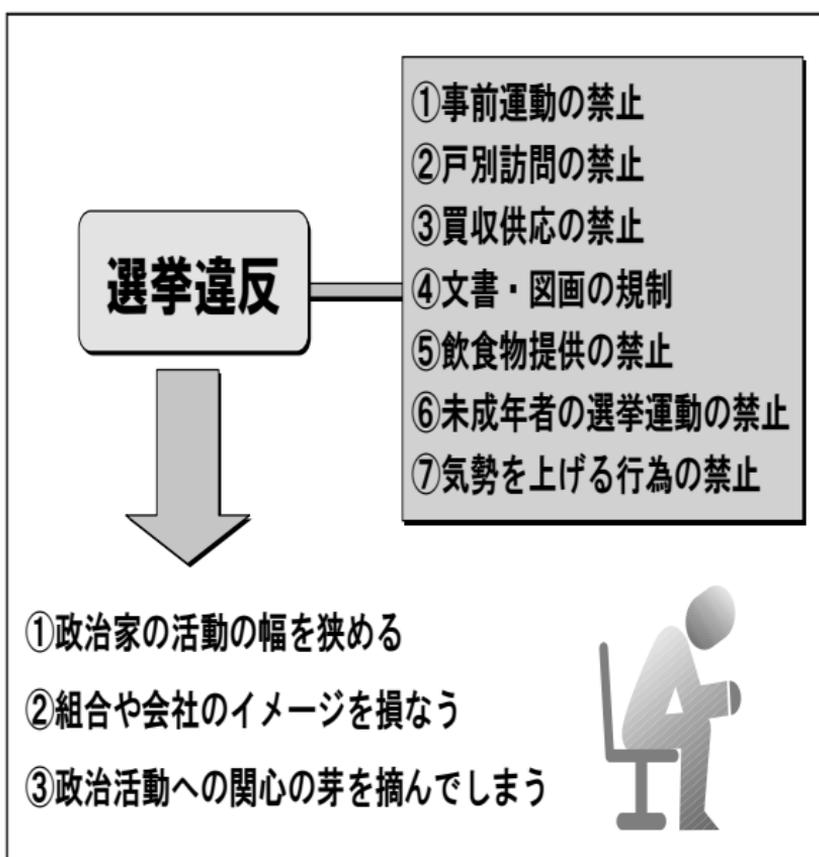
未成年者は選挙運動が禁止されていますので、運動員にはなれませんが、15 歳以上であればアルバイトとして選挙事務所の作業はできます。ただし、選挙運動としての電話作戦には携われませんので注意が必要です。

#### ④気勢を上げる行為の禁止

選挙運動に関して、デモ行進や、爆竹や大勢で大声を出して連れ立って歩く等の行為が禁止されています。

#### ⑤ポスターの回覧行為の禁止

選挙運動期間中に比例代表選挙の候補者のポスターを不特定多数の人に見せながら持ち歩く行為は禁止です。



## ⑥ 労働組合の行う活動について

＜組合として何ができて、何ができないか？＞

労働組合として、できること・できないことは、「公示の前」と「公示の後」で違いがあります。いままで述べてきたことを整理します。

### ① 公示前にできること

労働組合として選挙が公示される前にできることは、組合活動ができることは当然ですが、それ以外には、

イ、特定の選挙で、特定の候補（予定者）を決め、推薦を決定する

ロ、それ（その予定者の経歴や考え方）を組合の機関紙で広報する

ハ、その人を組合の定期大会、中央委員会、職場集会にお呼びして挨拶や考え方、自分の政治方針を話してもらう

ニ、政治活動として、その政治家の後援会活動を支援する

ホ、その一環として、後援会の集会への参加や入会活動に協力する

ヘ、その後援会に関連するポスター・リーフレット等を室内に掲示し、配布する

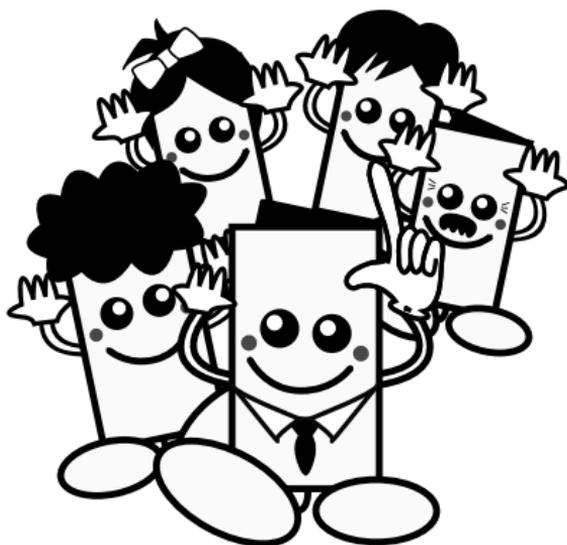
ト、上部団体や上部団体の地方組織が行う政治活動に協力する

等が考えられます。大切なことは、組合としての政治活動に関する方針をしっかりと討議して決め、その方針に基づいた活動をすることです。

- ②**公示後、政治活動、選挙運動の一環としてできること**  
通常の組合活動は当然できますが、それ以外には、
- イ、幕間演説として、選挙に関係ない会合、集会に候補者を呼んで挨拶や協力を訴えてもらう
  - ロ、仕事の休憩時間内に、たまたまそこにいる組合員に選挙に関係するお願い、あるいは候補者が来て挨拶・協力をお願いをする
  - ハ、組合員の休日や勤務時間外に電話作戦等、法律で許された範囲内でのお手伝いをボランティアで願う
  - ニ、組合の機関紙（適格条件を備えたものに限る：45 ページ参照）に、選挙の報道や評論に関する記事を載せる
  - ホ、期日前投票や不在者投票、在外投票に関する啓蒙活動やそれぞれの制度に関する広報活動をする

③**投票日及びそれ以降の活動**

- イ、投票率を高めるための啓蒙及び投票確認活動
- ロ、選挙結果を知らせる活動（お礼行為は禁止）



## ⑦ 政治資金規正法のポイント

政治資金規正法は、1948年（昭和23年）に議員立法で成立しましたが、長い間実効性がなく、多くの改正（例えば平成6年の改正など）を経て、今日の政治資金規正法になりました。

ここでは労働組合と政治資金の関係について考えます。

政治資金規正法では、政治団体を2つに分けています。一つは「政党・政治資金団体」、もう一つは「その他政治団体」です。議員の資金管理団体などの後援会や労働組合団体などの構成員が主体となって作っている政治団体はこの「その他政治団体」になります。

### ①政治資金規正法の主なポイント

イ、政党・政党の資金団体が受けられる寄附の額（量的制限）

寄附の提供者	年間限度額
個人（政治家を含む）	2千万円
会社・労働組合等の団体	750万円～1億円 （資本金・組合員数で総枠制限）
その他政治団体	制限なし

ロ、資金管理団体が受けられる寄附の額（量的制限）

寄附の提供者	年間限度額
個人（政治家を含む）	150万円（総額1,000万円）
会社・労働組合等の団体	全面禁止
政党・政治資金団体	制限なし
その他政治団体	5千万円

ハ、その他政治団体が受けられる寄附の額（量的制限）

寄附の提供者	年間限度額
個人（政治家を含む）	150万円（国と合わせて総額1,000万円）
会社・労働組合等の団体	750万円～1億円 （資本金・組合員数で総枠制限）
政党・政治資金団体	制限なし
その他政治団体	5千万円

## ②公職の候補者等とは——3種類の人をいう

公職の候補者（政治家）とは、公職にあるもの（政治家）、公職の候補者及び候補者になろうとしている者をいいます。

## ③政治資金の収支の公開

イ、収支報告——政治団体の会計責任者は、毎年1月1日から12月31日までの、当該政治団体の収入、支出及び資産の状況を、翌年の3月末（国会議員関係政治団体）までに報告する。

ロ、寄附——年間5万円を超えるものを寄附者の氏名等を収支報告書に記載する。

ハ、支出——1件当たり5万円以上（国会議員関係団体政治団体については1万円超）は、支出を受けた者の氏名等を収支報告書に記載する。

ニ、資産等——土地、建物、建物所有のための地上権、又は土地賃借権、100万円を超える動産、預貯金（普通預金を除く）、金銭信託、有価証券、出資に関する権利、100万円を超える貸付金及び敷金、施設利用権、借入金を記載する。

## ④収支報告書の公表及び閲覧

イ、公表——収支報告書の要旨は、官報または公報により公表される。

ロ、閲覧——総務省及び都道府県選挙管理委員会において、政治団体の収支報告書は公表の日から3年間閲覧できる。

## ⑤その他公正な流れを担保するための措置

イ、威迫する等寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんは禁止されています。

ロ、寄附者の意思に反するようなチェックオフによる寄

附のあっせんはできません（会員に対する会費の徴収はできます）。

ハ、寄附への公務員の地位を利用した関与はできません。

## ⑥政治資金パーティの規正

イ、政治資金パーティとは、対価を徴収して行われる催物で、その催物の収入から経費等の支出を差し引いた残額がその催物を開催した団体の収入と支出の政治活動に支出されるもので、次のような規制があります。

ロ、開催団体——政治資金パーティは政治団体によって開催されなければならない。

ハ、収支報告——政治資金パーティの収支は、収支報告書に所要の事項を記載しなければならない。

ニ、公開基準——政治資金パーティの対価に係わる収入のうち 20 万円を超えるものは氏名等を公開しなければならない。

ホ、対価の支払に関する制限——政治資金パーティの対価を支払う場合、一つのパーティで 150 万円を越えて対価の支払をしてはならない。

## ⑦政治資金の運用規制

政治資金の運用方法は投機的でないものに制限されています。

## 2 労働組合等の団体は、どこに寄附できるのか？

政党・政治資金団体だけに寄附できます——会社は資本金、組合は組合員数による上限規制があります。

### ①議員の資金管理団体に対して

- イ、選挙時においても議員や議員の後援会には、金銭・物品に限らず寄附できません。
- ロ、議員に支払う講演料や原稿料は通常の範囲内であれば支払えますが、源泉所得税を支払う必要があります。

### ②労働組合・企業の単位とは

- イ、労働組合法及び公務員法・会社法による（法人登記が必要）。
- ロ、労働組合・企業・業界の連合会、地協や協議会などで登記されていない組織は、その他団体として年間経費を基準とした寄附制限がある。

### ③組合の政治活動資金と政治活動に関する寄附の違い

- イ、組合活動の範囲内の政治活動資金は政治資金規正法の対象外である。
  - ロ、組合が独自に組合活動として行う政治活動用費用は、政治資金規正法と関係がない（ただし陣中見舞いは禁止）。
- ハ、組合の資金が政治団体や政治家に寄附される場合に初めて政治資金規正法が適用されます。

### ④労働組合の政治団体とは

〈例〉政治活動委員会・政治連盟

- イ、法律上は「その他政治団体」になり、組合としてこの組織へは寄附できません。
- ロ、組合員の個人寄附は自由ですが、寄附の機関決定や

チェックオフによる寄附金の集金は禁止です。

八、ただし、組合員が会員になり、会費を支払うのは自由ですし、本人の同意があれば会費のチェックオフはできます（使用者側の同意が必要）。

二、議員および候補予定者への寄附は、物品（無制限）と選挙時における寄附（無制限）はできます。

### ⑤寄附のあっせんについて

政治資金規正法第 22 条の 7 「何人も政治活動に関する寄附に係わる寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等その意思を拘束する方法で、当該寄附のあっせんに係わる行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係わる寄附のあっせんをするものは寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請け代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない」とされています。

### ⑥政治資金パーティについて

政治資金パーティの開催者は、パーティ券購入者に対して「この催物は、政治資金規正法第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティです」と書面で知らせなければなりません。

政治資金パーティの開催者は、1 つの政治資金パーティにつき同一の者から 150 万円を超えて対価の支払いを受けてはなりません。

また、20 万円を超えて購入する場合は、収支報告書にその旨（住所や名前、年月日等）を記入する必要があります。

## ⑧ 連座制、個人情報、在外投票制度

### 1 連座制と選挙活動

連座制とは、候補者と一定の関連のあるものが悪質な選挙違反を犯すとその当選が無効になり、かつ同じ選挙で同じ選挙区から5年間は立候補できないという立候補制限が課せられる制度です。

1994年（平成6年）の公職選挙法の改正で強化・拡大されました。

この改正には2つの面があります。一つは「対象の拡大」、もう一つは「注意義務の強化」です。

#### ①対象の拡大とは

平成6年までの連座制の対象は、①候補者本人、②総括責任者、③候補者の親族でしたが、さらに平成6年から、④組織的選挙運動管理者、⑤候補者の秘書、に拡大されました。

私たちが注視することは、「組織的選挙運動管理者」が連座制の対象になったことです。組織的選挙運動管理者とは、①選挙運動を企画・調整する人、②実戦部隊を現場で指揮監督する人、③後方でさまざまな支援をする人などのことであり、労働組合で政治活動、選挙運動に携わる役員の多くは、この対象になる可能性があります。

#### ②注意義務の強化とは

候補者やその候補者を支援する組織に対して選挙浄化のための注意義務を求めていることで、候補者やそれを支援する組織が「違反行為の排除」を決意し、「違反行為回避の注意義務」を果たすべく「**相当の注意**」をしたかどうかによって、連座制の適用が免責されることになったのです。

#### ③連座制の免責とそのため「**相当な注意**」とは

連座制は、「候補者が買収等を防止するための相当な

注意を怠らなかつた場合には適用されない」としています。この「**相当な注意**」とは、

- ①労働組合の機関で選挙違反をしないことを決議する
- ②それを労働組合の機関紙等で広報する
- ③選挙違反を防止するための必要な学習会を開催することです。私たちはこれらの主旨を理解して、違反のない取り組みを企画・実践していくと同時に、一層の学習活動をする必要があります。

## 2 個人情報保護法と政治活動

個人情報保護法は、プライバシーを保護するための重要な法律ですが、第50条では、つぎのように適用除外を規定しています。

「個人情報取扱業者のうち次の各号に掲げるものは前の規定は通用しない」。それは、①放送機関等が行う報道活動、②著述業が行う著述活動、③大学等の研究機関が行う学術研究活動、④宗教団体が行う宗教活動、そして⑤**政治団体が行う政治活動**、です。

私たち労働組合の政治団体や推薦する議員の政治団体が行う活動の場合は、個人情報保護法はその適用を除外されるのです。もちろん私たちが行う政治活動はプライバシーを尊重し、個人情報保護法の主旨を生かす努力をしなければなりません。

## 3 在外投票制度について

在外投票制度とは、次の2つの制度から成り立っています。第一は「在外選挙人名簿の登録」、第二は「在外投票」です。

①在外選挙人名簿の登録とは、(イ) 20歳以上の日本国民で、(ロ) 引き続き3ヶ月以上その領事館の管轄区域に住むものが、(ハ) その領事館に行つて、(ニ) 日

本での最終住所だった市町村の選挙管理委員会に対して、(ホ) 在外選挙人名簿の登録を申請し、(へ) 在外選挙人証を交付してもらうことです。

②在外投票制度とは、在外選挙人名簿に登録した人は、(イ) 投票用紙を請求し、(ロ) 在外公館へ行って投票し、(ハ) その投票用紙は外務省を通じて、在外選挙人名簿がある市町村の選挙管理委員会へ送られて1票になります。

現在、選挙人名簿に登録した人は20万人もいます。海外で仕事をしている人が大勢いる企業もありますので、是非この制度を活用してもらいたいものです。



### ① 「支持者（後援会）カードの配布」活動

■実施時期▶▶ 〈公示前〉

#### ◆この活動の趣旨

私たちが推薦決定した「候補（予定者）」が掲げた政策の理解をはかり、知名度を上げ、支持者を増やすために「後援会活動」（政治活動）として行う。

#### ◆法的根拠

政治活動なので事前運動ではなく、堂々とできる。ただし、投票の依頼は事前運動になるので行わない。

#### ◆ポイント&ノウハウ

自分の職場の人へ「後援会入会カード」を配布する。基本は、親しい人から親しい人へお願いをする。その地域で生まれ育った人は知り合いが多いですが、転勤してきた人などは知り合いが少ない場合もあるので、しっかり理由をいって、「自主申告」を中心にして、フレンドリーに行く。一人でやらないでみんなで手分けして、組織的に行うのがポイント。

何故行うのか、この取り組みの理由をしっかり説明する。政治活動は、組合員のみなさんの生活を守る大切な活動であることを自分の言葉でいってみよう。

#### ◆注意事項

政治活動の一環として行うので、「選挙運動の3要素」（18ページ参照）はいわないようにする。

組合員のお宅への訪問活動の場合に、個人情報保護法との関連で質問を受ける場合もありますが、その場合は「いただいた個人情報は後援会の政治活動以外には使いませんので、ご安心ください」といいます。

〈例〉「〈〇〇さんの後援会〉の入会カードのお願いです。〇〇さんは、私たち職場の大先輩で政治への取り組みを開始されました。〇〇さんは、私たちの税金の無駄遣いをなくすることができる政治家です。是非、ご協力をお願いします。何人くらいのご紹介が可能でしょうか？」

### ② 「職場での面談」活動 I

#### ■実施時期▶▶ 〈公示前〉

#### ◆この活動の趣旨

政治活動の一環として、「支持者カード」の配布や回収作業として行う。

#### ◆法的根拠

組合活動の一環として行うので組合活動である。また、支持者カードの願いは、政治活動として行う活動なので事前運動ではなく堂々とできる。

#### ◆ポイント&ノウハウ

1対1で行ったり、職場懇談会の形で開催したりする。できるだけ落ち着いた場所で行う。支持者カードの配布や回収作業の一環として行うので、雰囲気づくりに注意して、フレンドリーに行うこと。一方的な話になり、高飛車にならないように職場の問題を聞きながらその解決を第一にして、一段落した後で、支持者カードに対する理解を深めるようにする。

選挙違反にならないように言葉遣いに注意する。

多くの入会カードを集めることができる人とできない人がいる。できない理由をしっかりと聞いて受け止める。

一人で100枚のカードを集めるのは難しいが、100人で100枚のカードを集めることはそんなに難しくはない。

#### ◆注意事項

支持者カードの配布・回収作業の一環として行うので、選挙運動ではない。従って事前運動でもないので「選挙運動の3要素」（18ページ参照）を言うのは避ける。

〈例〉「今、職場での皆さんが困っていることを何でもお話ください」「皆さんの声を執行部に必ず届けて、その結果はまたご報告します」「次に先日お願いした〇〇さんの支持者カードですが、今週が締め切りなのでお渡しください。皆さんの反応はいかがですか？ なかなかカードが集まらなくて困っていますが、何か良い知恵があったら教えて下さい。また、皆さんの声をこれからの政治に反映していきたいと思いますのでご意見をお聞かせください」

### ③ 「職場での面談」活動 II

■実施時期▶▶ 〈公示後〉

#### ◆この活動の趣旨

棄権防止と投票行動の徹底をはかることを目的とする。

#### ◆法的根拠

労働組合活動の一環として棄権防止活動として行う政治活動なので、選挙運動ではない。投票率を上げて、国民の声を政治に反映しなければならないために行う。

#### ◆ポイント&ノウハウ

「候補（予定）者に1票」と言わない。——公職選挙法上幕間演説は可能だが、選挙運動は就業規則に違反する可能性もあるので注意する。

「どうすれば棄権を防止できますかね」と投票率向上の会話を中心にする。棄権防止のための取り組みなら問題ない。

#### ◆注意事項

選挙運動期間中ですが、棄権を防止し、投票率の向上を図ることを目的とした活動は法律で禁止されていない行為なので、その範囲内の活動として就業規則上可能なら行う。従って、この場での飲食は出来ない（飲食物提供の禁止・公選法 139 条）ので、食事の提供、特にお酒類の提供（買収行為・公選法 221 条の①）は選挙違反になるので注意を要する。お茶程度なら法的違法性はないと考えられる。

〈例①〉「今度の日曜日がいよいよ投票日ですが、投票には行くことができますか？ いつもはご家族と一緒に行かれますか？ 天気だといいですね。雨が降ると皆さん投票に行かないので心配です。何か良い工夫がありませんか？」

〈例②〉「投票所まで、足のない人はいって下さい。ちょうど同じ方向の人がいましたらついでに便乗をお願いします」

### ④ 「職場での幕間演説」活動

■実施時期▶▶ 〈公示後～投票日前日〉

#### ◆この活動の趣旨

合法的な選挙運動の一つである「幕間演説」を活用して、(イ) 選挙に関する関心を高め、(ロ) 組合が支持する候補者の知名度や親近感を高め、(ハ) 支持する候補者の政策を広め、(ニ) 投票行動を確定させる。

#### ◆法的根拠

幕間演説は、選挙運動期間中にできる合法的な行為です。選挙とは関係ない会議や行事のとき、施設管理者や司会者の了解を得て投票の依頼や運動を要請することができます。

#### ◆ポイント&ノウハウ

選挙に関係ない会合での挨拶なので、その場の雰囲気や会合の目的に合わせた会話の内容を考えて話す必要があります。事前に会合の事務局と出席者の役職などを調査して適切な対応をします。

#### ◆注意事項

前項で述べたように、飲食物の提供（食事を出すようなことは公選法 139 条で禁止されている）はできない。特にお酒類は一切禁止（公選法・221 条の①）。お茶程度は良い。

〈例〉「本日は皆さんお重要な会議での発言の機会をお与えいただき本当に感謝申し上げます。今日の会議は、春季生活闘争の組合の要求案を決定する会議であることをお聞きしまして、私も組合の現役時代を思い出しました。春季生活闘争は労働組合にとって一年の中で最も大切な活動です。皆さんの団結した力で、要求が実現できますことを心から念願します。私への支援も皆さんの生活闘争と平行して進められることをお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます」

⑤ 「電話（携帯電話）」活動 I

■実施時期▶▶ 〈公示前〉

◆この活動の趣旨

支持者カード記入のお礼として行い、支持者が紹介した人への支援の確認をする。

◆法的根拠

政治活動の一環として行う活動なので事前運動ではない。

選挙運動にならないように、「選挙運動の3要素」はいわない。

◆ポイント&ノウハウ

情報源（支持者なのか、紹介者なのか？ 誰から紹介されたのか？）を確認する。

電話をした感触を確認する（1～5などで評価する）。

◆注意事項

支持者カードのお礼と確認として行うもので、候補（予定）者への投票依頼はしない。また、留守録、ファクシミリやメールも公示前はすることができる。

〈例〉「支持者カードをご記入いただき、ありがとうございました。……」

「△△さんから〇〇支援の紹介を受けました。ぜひ『〇〇を支援する会』へのご支援とご協力をいただきたいと思います。……」

⑥ 「電話（携帯電話）」活動 II

■実施時期▶▶ 〈公示後～投票日前日〉

◆この活動の趣旨

今回の参議院選挙（選挙区選挙あるいは比例代表選挙）での「投票の依頼」をする。

◆法的根拠

公職選挙法は禁止法であり、その中で選挙運動期間中の「電話による投票依頼」は禁止されていないので、合法的な選挙運動。

◆ポイント&ノウハウ

情報源（支持者なのか、紹介者なのか？ 誰から紹介されたのか？）を確認し、相手の感触・反応を確認する（1～5などで評価する）。

◆注意事項

何の選挙での依頼かをきちっと伝え、名前を覚えてもらうために堂々と投票依頼をする。また、選挙運動期間中は、留守録はいいが、ファクシミリやメールは法定外文書になり禁止（公選法 142 条）。

〈例〉「いよいよ明日は参議院選挙の投票日です。明日の投票日には、是非〇〇とお書きいただきますようお願いいたします。投票用紙は〇色ですので、よろしく申し上げます」

「〇〇組合の〇〇です。いつもお世話になります。もう誰か投票する人は決めましたか？ もし決めていないようでしたら、是非〇〇さんに投票していただけないでしょうか」

⑦ 「メール・ブログ」活動 I

■実施時期▶▶ 〈公示前〉

◆この活動の趣旨

候補（予定）者の知名度を高め、支持者を増やすと共に、関心を高める。

◆法的根拠

政治活動なので事前運動ではない。

◆ポイント&ノウハウ

個人的に知っている人に対して行う。

◆注意事項

公示前は、後援会活動として自分の意思で行えるが、公示後は「文書・図画違反」（法定外文書）になるのでやめる。

〈例〉「今、〇〇さんの後援会活動をしているのだが、知ってるかい？ 君は友人が多いから、大勢の紹介を頼むぜ。今週が締め切りだからよろしく！」

「支持者カードの記入を組合の青年部の会員に頼みたいんだけど、どういう方法や表現がいいかいい知恵を貸してくれ、協力を頼むよ」

「ただいま、組合の青年部の活動として今度、組合で推薦した〇〇さんの後援会入会活動を実施中です。誰か協力してくれる人いますか」

「僕はあまり顔が広くないのと口下手なので、なかなかうまく宣伝できません。誰かうまい方法を教えてください」

⑧ 「メール」活動 II

■実施時期▶▶ 〈投票日当日〉

◆この活動の趣旨

棄権を防止し、選挙に関心を持ってもらう。

◆法的根拠

労働組合活動の一環として行う。棄権防止活動なので選挙運動ではない。

◆ポイント&ノウハウ

個人的に知っている人から知っている人に行う。

◆注意事項

メールによる活動は、公示前は、後援会活動として行えるが、公示後は「文書・図画違反」（公選法 142 条違反）になる。しかし、「棄権防止活動」として社会活動として行うのは可能。

〈例〉「起きたかい？ 今日投票日だぜ。天気もいいし、散歩がてらに投票に行ってくれよ。投票所は近いんだから、忘れないようにね。友人も誘って行ってくれ」  
「今日はデートだって聞いたけど、頑張ってくれ。成果を期待しているぜ。今日の結果はまた聴くけど、デートの前に投票だけはすませてから行ってくれ」

### ⑨ 「推薦ハガキ」(配布)活動

■実施時期▶▶ 〈公示1ヵ月前頃～公示日〉

#### ◆この活動の趣旨

候補(予定)者の支持者を拡大し固定化する。

#### ◆法的根拠

公示前は準備行為として行う。

準備行為には、〈イ、立候補の準備行為 ㊦、選挙運動の準備行為〉の2つがあるが、この活動は後者の中の「運動員の依頼」として実施する。そのため、投票の依頼はしない。

大々的な組織的活動としてでなく、自分の知っている親しい友人のお宅へ「推薦はがきの推薦人」の依頼を個人的に行うようにする。

#### ◆ポイント&ノウハウ

最も重要視している活動で、基本的・中心的な活動として行う。この活動の前に行うのが「後援会活動」で、この活動のあと、公示後に推薦ハガキの「回収・点検・投函活動」を行う。

#### ◆注意事項

後援会の会員に対して、公示前の「準備行為」として行うので、必ず「ハガキの見本配布」までにして、回収まではしない。また不特定の人に対しては禁止。掲示や回覧は出来ない。

〈例〉「いつも後援会活動にご協力いただきありがとうございます。今回は推薦ハガキの推薦人になっていただこうとお願いに伺いました。この活動は準備行為で合法的な活動ですのでご協力をお願いします。選挙が始まってからまた受け取りに伺いますので、どなたかお一人ご紹介をお願いします。〈宛名の欄〉にその方の住所とお名前と電話番号を記入していただきたいのですが、よろしくをお願いします」

### ⑩ 「推薦ハガキ」(回収) 活動

■実施時期▶▶ 〈公示後～ハガキ投函まで〉

#### ◆この活動の趣旨

候補者の支持者を拡大し、支持を固定化する。

#### ◆法的根拠

法定ハガキを活用した、合法的な選挙運動として行う。訪問しての依頼活動は「個々面接」として合法的な活動。

#### ◆ポイント&ノウハウ

最も重要視している活動で、基本的で中心的な活動として行う。

公示後の合法的な選挙運動として行う。この選挙運動用ハガキは、法的に認められた活動で、後援会の会員等に対して事前に配布してある法定ハガキを回収する活動である。

#### ◆注意事項

不特定の人に対しての推薦ハガキの依頼行為は禁止されているので、後援会の会員や組合員等の知人に対して個人的に行う。あくまでも推薦ハガキの回収が目的なので、投票の依頼は行わない。

また、回覧や掲示が出来ないので、あて先は個人名で。組合の掲示板等に掲示しないこと。

〈例〉「先日はありがとうございました。今日は、先日お渡しした推薦ハガキの受け取りに伺いました。間違いなく投函いたしますので、よろしく願います」

⑪ 「組合機関紙・広報」活動 I

■実施時期▶▶ 〈公示前〉

◆この活動の趣旨

ビラや機関紙を用いて、組合が推薦決定した人の政策の徹底と知名度を高めることが趣旨。

◆法的根拠

労働組合活動の一環として、合法的な組合活動として行うので安心してできる。

特定の人に対する投票の依頼になるような表現をしない。

◆ポイント&ノウハウ

組合の機関紙を通常の配布と同じ方法で、門前配布したり、組合員のお宅へ配達する場合には、選挙について報道・評論することができる。

通常の方法とは、従来行ってきた配布方法。これからも継続する意思があること。



### ⑫ 「組合機関紙・広報」活動 II

#### ■実施時期▶▶〈公示後〉

#### ◆この活動の趣旨

組合の機関紙での報道・評論活動として行い、政策の浸透をはかる。

#### ◆法的根拠

公職選挙法で認められた新聞の報道・評論活動として行うので、組合員に対して通常の配布方法で行う。

合法的な組合活動として行うので安心して行うことができる。

#### ◆ポイント&ノウハウ

選挙期間中に選挙について報道・評論できるのは、第三種郵便の承認のある機関紙を定期購読者に配布する場合に限る。

#### ◆注意事項

「選挙運動の3要素」を載せたり、投票の依頼行為を行わない。また、機関紙の配布は、組合員に対して、通常の配布方法で行う。

公職選挙法第235条の2に、「新聞紙・雑誌の公正を害する罪」があり、「特定の候補者を当選させることを目的に、新聞・雑誌に対する編集及びその地位を利用して選挙に関する報道や評論を掲載してはならない」とあるので、その内容には十分に注意を払う必要がある。

通常の方法とは、従来行ってきた配布方法で、これからも継続して配布する方法である。

〈例〉 公示後は、「今回の選挙の意義は、格差社会をなくすことが最大の争点ですが、〇〇さんも格差をなくすことを訴えて大勢の人から声援を受けていました」のように選挙の報道・評論を行う。

## ⑬ 「期日前投票・不在者投票」促進活動

■実施時期▶▶ 〈公示後～投票日前日まで〉

## ◆この活動の趣旨

投票率を高めると同時に政治参加への重要性を認識してもらうため、また選挙制度や投票システムを周知してもらうために行う。

## ◆法的根拠

公職選挙法で認められたものである以前に社会人としての必要な行為として、あるいは合法的な組合活動として行うので安心して行うことができる。

期日前投票とは、投票率を向上させる目的で導入された制度で、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会で、投票日における投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。

## ◆注意事項

バスの手配をしたりして便宜供与（経済的な供与）にならないようにする必要があります。



〈例〉 こんな時には「期日前投票」に行こう！

- 1、仕事や旅行等何かの用事ができたとき
- 2、投票区の区域外に長期滞在が予定されているとき  
(単身赴任、長期出張、長期の旅行等)
- 3、病気や出産などで歩行困難が予想され、投票所へ行けないとき
- 4、最近引越して来て、新しい住所の選挙人に登録されていないとき (不明な場合は仮投票を要請する)

☆期日前投票の方法——「選挙区選挙」も「比例代表選挙」も候補者名 (または政党名) を書こう。  
(投票には印鑑もなにも要らない)

### **(資料①) 期日前投票・不在者投票に関するビラの例**

期日前投票・不在者投票に行こう！

こんな時は、「期日前投票」、「不在者投票」に行こう！

投票日の 月 日に

- 1、仕事や旅行等何かの用事ができたとき
  - 2、投票区の区域外に長期滞在が予定されているとき  
(単身赴任、長期出張、長期の旅行等)
  - 3、病気や出産などで歩行困難が予想され、投票所へ行けないとき
  - 4、最近引越してきて、新しい住所の選挙人に登録していないとき(不明な場合は仮投票)
- ☆投票方法：選挙区選挙は候補者名を書く。比例代表選挙も候補者名(または政党名)を書く。(印鑑もなにも要らない。)
- 5、長期出張などで居在地で投票(期日前投票)ができない場合、出張先で投票ができる(不在者投票)。

### **(資料②) <期日前投票>の場合**

- ①選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会へ行く(今住んでいるところの選挙管理委員会)。  
原則的に、8:30～20:00まで(確認をする)。
  - ②宣誓書の期日前投票をする事由のところに○印をつける(旅行、仕事など理由は何でもいい)。
  - ③投票する。(投票済み証を受け取ってもいい)。
- ☆投票方法：「選挙区選挙」も「比例代表選挙」も「候補者名」を書く！

### **(資料③) <不在者投票>の場合**

- ①滞在地の選挙管理委員会へ行く。
- ②選挙人名簿がある選管へ投票用紙を請求し、滞在地の選管に投票の申し立てをする。
- ③住んでいる選管から投票用紙と証明書を送ってくる(事前に投票用紙に記入してはだめ)。
- ④投票用紙を持って、滞在地の選管で投票する(必ず選管で記入し、投票する)。

## ◎ 期日前投票・不在者投票の概要！

選挙は、これからの日本の社会がより良い方向に向かうように、私たち個々人が直接政治に関わる大事な制度です。投票日には、声をかけ合って、一人でも多くの支持者が投票に行くようにしましょう。ほんのわずかな票差で、勝敗が分かれることもあります。投票所が閉まるまで選挙は終わりではありません。

投票日に投票に行くのが困難な人は、必ず「**期日前投票**」をしましょう。期日前投票とは、投票率を向上させる目的で導入された制度で、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会で、投票日における投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。注意事項としては、選挙事務所としてバスの手配をしたりして便宜供与（経済的な供与）にならないようにする必要があります。

●期日前投票制度	
投票できる人	旅行、病気、入院、出産、出張等の仕事、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭などのために投票日当日に投票所へ行けない人（詳しくは市区町村の選挙管理委員会に確認してください。）
投票できる日	公示の日の翌日から投票日の前日まで
投票できる時間	原則として午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所	選挙人名簿に登録されている市区町村の期日前投票所
持参するもの	すでに届いていれば投票所入場券（なくても投票可能）

また、選挙人名簿登録地以外や病院・老人ホーム等で投票する「不在者投票」、外洋を航行している船員のための「洋上投票」、海外に在住している人のための「在外投票」などの制度があります。

### ⑭ 「投票日」対策

#### ■実施時期▶▶〈投票日当日〉

#### ◆この活動の趣旨

選挙運動の法的定義は、投票日前日の24時までですが、運動論的には、選挙とは「投票日に、投票所において、投票用紙に、候補者の名前を自分で書いて、投票箱に入れる」ことです。

投票日に投票所で正確に投票しなければ一票にもなりません。その投票日に確実に投票所へ行ってもらうのが趣旨です。

#### ◆法的根拠

公職選挙法で認められたものである以前に社会人としての必要な行為であるので、堂々とできる活動です。

選挙運動ができるのは、投票日前日の24時（街宣活動は朝8時から夜8時まで）までですので、投票日には選挙運動はできません。従って、投票を促すことしかできませんので注意が必要です。しかも、訪問をしてお願いをするなどその手段も限られているので、電話を中心に行います

#### ◆注意事項

バスの手配をしたりして便宜供与にならないようにする必要があります。

〈例〉「こちらは、〇〇労働組合組合ですが、〇〇さんはいらっしゃいますか」

「きょうは参議院選挙の投票日ですが、もう投票はお済ですか？」

「まだ、お済でないようでしたら、そちらの住所でしたら、丁度投票所まで行く人がおりますので、よろしかったら一緒にいかがですか？」

「今回の参議院選挙は大切な選挙ですので、是非投票されるようお願い申し上げます」

「いつもお世話になりありがとうございます」

## 参議院議員選挙の投票方法

参議院選挙は<選挙区選挙>と<比例代表選挙>が同時に行われます。「選挙区選挙」も「比例代表選挙」もそれぞれ1票ずつ投票します。

選挙区選挙も比例代表選挙も**候補者名を正確に書く**ようにしましょう。特に比例代表選挙は、政党名でも投票出来ませんが、あなたが支持する人の当選には結びつきませんので、**候補者名を書く**ようにして下さい。

正確に書かないと折角のあなたの投票が無効になり無駄になります。

### 選挙区選挙

全国47の選挙区、定数146人で、今回は半数の73人を選ぶ。  
候補者名を記入して投票する。

投票



結果

得票数の多い候補者から各選挙区の定数が当選。

当	野朗	10万票
当	川美	8万票
	谷子	3万票
	山太	1万票

### 比例代表選挙

比例代表選挙の定数は96人で、今回は半数の48人を選ぶ。  
候補者名(または政党名)を記入して投票。

投票



結果

各政党の総得票数からドント式で議席数を配分し、各政党の中で得票の多い順に当選が決まる。

A党	××万票
当	藤男
当	×林△夫
当	○池×江
	○本○美

B党	××万票
当	△木○雄
当	△水△子
	○村×造
	△川○三

## 参議院議員選挙における主な選挙運動手段

項目	参議院議員選挙
	(選挙区選挙・候補者個人)
選挙事務所	・選挙区は原則1箇所(北海道は4ヶ所、東京、新潟、長野、大阪、兵庫、福岡、長崎、沖縄は3ヶ所、岩手、福島、茨城、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、静岡、愛知、京都、広島、愛媛、熊本、鹿児島は2ヶ所)
自動車(船舶) ・拡声機	・候補者一人につき自動車1台、拡声器一揃い
通常葉書	・都道府県の衆議院小選挙区が1の場合 3万5千枚+ $\alpha$ ・小選挙区が1増えるごとに2500枚追加
ビラ	・2種類以内 ・都道府県の衆議院小選挙区が1の場合10万枚 ・小選挙区が1増えるごとに1万5千枚追加 ・規格制限あり(29.7×21cm以内、A4判以内)
ポスター	・ポスター掲示場ごとに1枚
新聞広告	・5回無料
政見放送	・原則としてテレビ2回、ラジオ1回
経歴放送	・原則としてテレビ2回、ラジオ5回
個人演説会	・回数制限なし、公共施設は1回だけ無料
街頭演説	・演説者がその場所にとどまり、標旗(候補者1人1本)を掲げる。街頭演説用腕章は11本 ・午前8時から午後8時まで ・選挙運動員の制限: 候補者1人につき15人以内
選挙公報	・選挙ごと1回発行
特殊乗車券	・15枚

項目	参議院議員通常選挙
	(比例代表選挙・名簿搭載者および名簿届出政党)
選挙事務所	・名簿届出政党は都道府県ごとに1箇所、名簿搭載者は一人1ヶ所
自動車(船舶) ・拡声機	・1人2台
通常葉書	・一人につき15万枚
ビラ	・一人につき2種類、計25万枚以内 ・A4判以内
ポスター	・名簿搭載者一人につき7万枚以内。 ・規格制限あり(42cm×30cm以内)
新聞広告	・名簿届出政党のみ掲載できる
政見放送	・NHK、一般放送事業者 ・名簿搭載者数によって、テレビ、ラジオの回数、放送時間が異なる
経歴放送	同上
個人演説会	・回数制限なし、公共施設は1回だけ無料、ポスター、立て札、ちょうちん、看板を立てられる。
街頭演説	・標旗は6本 ・午前8時から午後8時まで
選挙公報	・名簿届出政党
パンフレット等	・マニフェストとして、名簿届出政党のみ



## 連合政治センター

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11  
TEL03-5295-0524 FAX03-5297-2763

無断掲載・印刷等は法律で禁止されています。その場合は必ず連合政治センターまでご連絡ください。

(2010年4月)